

伊丹市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市職員定数条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

統合新病院の開院に向け，市立伊丹病院の診療体制の強化及び消防局の救急体制の強化を図るほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市職員定数条例の一部を改正する条例（令和４年伊
丹市条例第 号）

伊丹市職員定数条例（昭和２４年条例第１５６号）の一部を次の
ように改正する。

第１条中「第２２条の２第１項」を「第２２の２第１項各号」に
改める。

第２条第１項中「５５７人」を「６５９人」に，「消防職員 ２
１０人」を「消防職員 ２２２人」に，「２，４４２人」を「２，
５５６人」に改め，同条第４項中「前項」を「前項各号」に改める。

付 則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。